宮崎県におけるあまだい類、かさご、さばふぐ類等に関する沿岸延縄漁業の資源管理協定 協定発効日 令和5年9月29日

(目的)

第1条 本協定は、あまだい類、かさご、さばふぐ類等の沿岸延縄漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該沿岸延縄漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって沿岸延縄漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

- 第2条 本協定の対象となる水域は、宮崎県地先海面とする。
 - 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、沿岸延縄漁業で漁獲される水産資源(以下「対象魚種」という。)とし、具体的には、あまだい類、かさご、さばふぐ類とする。
 - 3 本協定の対象となる漁業の種類は、あまだい延縄、かさご延縄、ふぐ延縄とする。

(資源管理の目標)

- 第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。
 - あまだい類太平洋中・南部海域 宮崎県資源管理方針別紙3-1に定める資源管理の方向性かさご宮崎県海域 宮崎県資源管理方針別紙3-2に定める資源管理の方向性
 - さばふぐ類宮崎県海域 宮崎県資源管理方針別紙3-3に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

- 第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各項に掲げるところにより 行うものとする。
 - 一 操業可能期間のうち別添1のとおり休漁日を設けるものとする。
 - 二 あまだい類を対象とするあまだい延縄漁業は、各地域別に別添2の自主的資源管理措置に取り組む。
 - 三 かさごを対象とするかさご延縄漁業は、各地域別に別添3-1~別添3-4の自主的な 資源管理措置に取り組む。

(取組の履行確認に関する事項)

- 第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも 年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
 - 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
 - 3 第1項の履行確認は、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。
 - 4 第1項の履行確認においては、前条第1号の取組については、市場伝票及び操業日誌を基 に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認する こととする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の 状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。
 - 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協 定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の 検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第 1982 号)及び宮崎県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科 学的知見に基づき、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について宮崎県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び宮崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 本協定成立後に参加しようとする者は、所属漁協を通じて宮崎県資源管理実践漁業者協議会(以下「実践協議会」という。)に対して、参加する旨の届出を行わせるものとする。 この場合において、本協定への参加は、実践協議会が当該参加届を受理した時点で行われる ものとする。
 - 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、所属漁協を 通じて実践協議会に対して、当該変更の内容の届出を行うものとする。
 - 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、所属漁協を通じて実践協に対して、当該協定からの脱退を届け出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、実践協議会が当該脱退届を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年間 (令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで)とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第 11 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき宮崎県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(協定のその他手続き)

第12条 本協定を円滑に実施するために、その他必要な諸手続きは実践協議会を通じて行うものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附則

本協定は、令和5年10月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別添参加者名簿のとおり

(別添1)

沿岸延縄漁業の休漁日

延縄漁業種類	休漁日
あまだい延縄	8月に5日間以上の休漁
かさご延縄	10月1日から4月14日まで休漁 ただし、共同漁業権第10号の区域は、8月 1日から2月末日までとし、11月1日から 11月30日までは除く(都農町漁協組合員に のみ適用する)。
ふぐ延縄	5月1日から8月31日まで休漁 ただし、4月1日から4月30日までの間、 トラフグが漁獲された場合には、全個体放流 を行うこととする。

(別添2)

あまだい延縄自主的管理措置

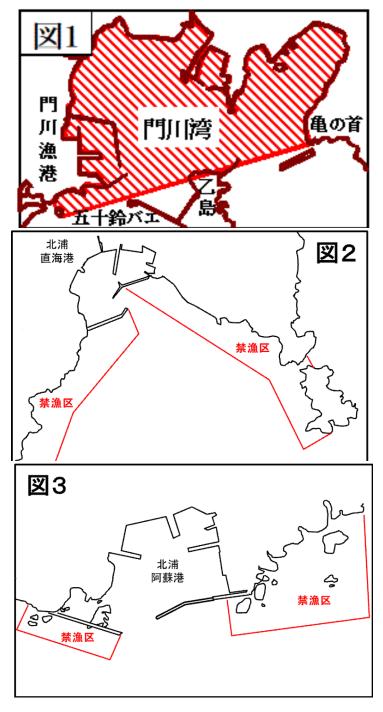
地域	管理措置 項目	管理措置内容
県北部海域 (延岡市沖合 ~ 日向市沖合)	休 漁 漁具制限	 ・7月~9月 ・使用する釣鈎の大きさは、釣鈎幅11mmより 大きなものとする。 ・活餌使用の禁止
県中部海域 (都農町沖合 ~ 宮崎市沖合)	休 漁漁具制限	・9月・使用する釣鈎の大きさは、釣鈎幅11mmより 大きなものとする。・活餌使用の禁止
宮崎南部海域 (日南市沖合 ~ 串間市沖合)	休 漁漁具制限	・9月・使用する釣鈎の大きさは、釣鈎幅13mmより 大きなものとする。・活餌使用の禁止

(別添3-1)

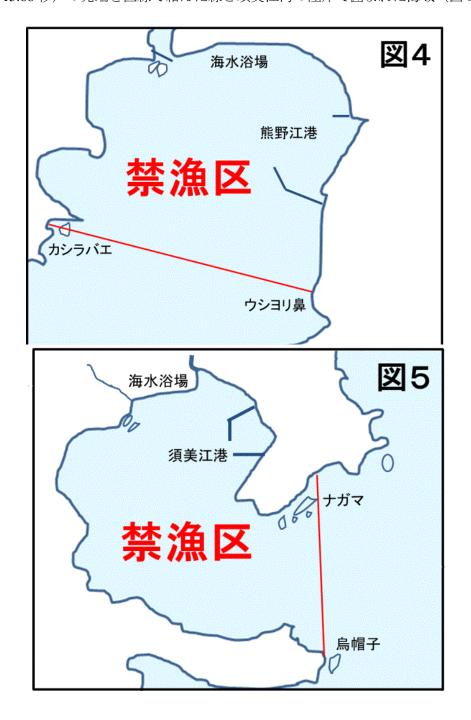
かさご延縄自主的管理措置 (県北地区)

管理措置項目	管理措置内容
操業区域制限	共同漁業権第1号から第9号の区域
漁獲努力量制限	以下に示す漁協毎に隻数の上限を設ける。 北 浦 漁 協: 4 島浦町漁協: 3 延岡市漁協: 6 延 岡 漁 協: 5 庵 川 漁 協: 3 門 川 漁 協: 1 4 日向市漁協: 1 0
漁具制限	 使用する釣鈎の大きさは、鯛針 13 号より大きいものとする。 使用する釣鈎の数は、以下の本数までとする。 北浦漁協: 700本島浦町漁協: 900本延岡市漁協: 1,000本延岡市漁協: 1,000本庫川漁協: 1,000本門川漁協: 1,000本円川漁協: 2,000本日向市漁協: 2,000本・小型魚の漁獲を防止する大きな餌を使用するものとする。
禁漁区	・図1~図9の海域においては、当面の間操業を自粛することとする。

- 1 東臼杵郡門川町庵川東金磯地区の通称「亀の首」先端(世界測地系:北緯 32 度 28 分 23 秒、東経 131 度 40 分 40 秒)と同町五十鈴川河口五十鈴バエ南端を直線で結んだ線と尾末同流堤を含む陸岸で囲まれた海域(図 1)。
- 2 延岡市北浦町直海港の地先の海域(図2)。
- 3 延岡市北浦町阿蘇港の地先の海域(図3)。



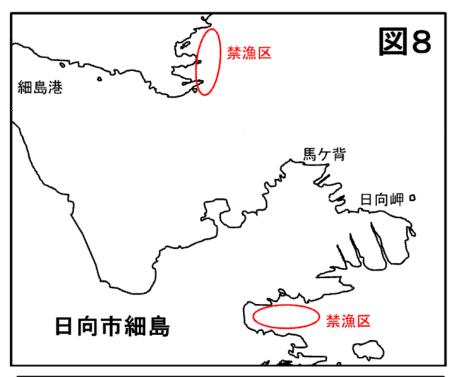
- 4 延岡市熊野江町の通称「ウショリ鼻」先端(世界測地系: 北緯 32 度 40 分 0.98 秒、東経 131 度 47 分 5.63 秒) と対岸の通称「カシラバエ」(世界測地系: 北緯 32 度 40 分 9.11 秒、東経 131 度 46 分 34.42 秒)の先端を直線で結んだ線と熊野江湾の陸岸で囲まれた海域(図 4)
- 5 延岡市須美江町の通称「ナガマ」先端(世界測地系:北緯32度39分23.68秒、東経131度46分13.07秒)と対岸の通称「烏帽子」(世界測地系:北緯32度39分7.12秒、東経131度46分15.88秒)の先端を直線で結んだ線と須美江湾の陸岸で囲まれた海域(図5)

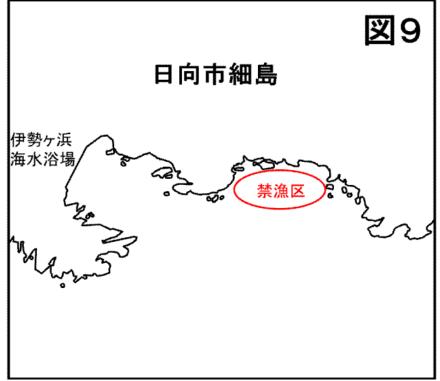


- 6 延岡市浦城町の通称「天神鼻」先端(世界測地系:北緯32度38分47秒、東経131度46分6.56秒)と対岸の通称「ビシャバエ」(世界測地系:北緯32度38分36.38秒、東経131度46分16.42秒)の先端を直線で結んだ線と浦城湾及び天神地先の陸岸で囲まれた海域(図6)
- 7 延岡市安井町の通称「シイバエ」先端(世界測地系:北緯32度36分40.53秒、東経131度45分50.68秒)と対岸の通称「ジョウバコ瀬」(世界測地系:北緯32度36分16.2秒、東経131度45分23.65秒)の先端を直線で結んだ線と安井町地先の陸岸で囲まれた海域(図7)









(別添3-2)

かさご延縄自主的管理措置 (児湯地区)

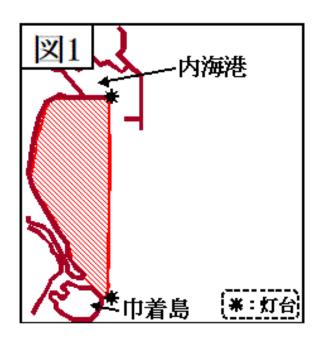
管理措置項目	管理措置内容
操業区域制限	共同漁業権第9号の区域(日向市美々津地区より以南に限る)、 第10号、第11号及び第12号内。)
漁獲努力量制限	以下に示す漁協毎に隻数の上限を設ける。 都農町漁協:15 川南町漁協:11
漁具制限	 ・使用する釣鈎の大きさは、鯛針 12 号より大きいものとする。 ・使用する釣鈎の数は、以下の本数までとする。 都農町漁協: 1,500 本 川南町漁協: 2,000 本 ・小型魚の漁獲を防止する大きな餌を使用するものとする。

(別添3-3)

かさご延縄自主的管理措置(県中地域)

管理措置項目	管理措置内容
操業区域制限	檍浜漁協:共同漁業権第13号 宮崎市漁協:共同漁業権第13号及び第14号の区域。ただし、第14号 については、日南市富土地区以北に限る。
漁獲努力量制限	以下に示す漁協毎に隻数の上限を設ける。 檍 浜 漁 協:1 宮崎市漁協:9
漁具制限	 使用する釣鈎の大きさは、鯛針 12 号より大きいものとする。 使用する釣鈎の数は、以下の本数までとする。 檍 浜 漁 協 : 1,000 本 宮崎市漁協 青島地区: 1,000 本 内海地区: 600 本 ・小型魚の漁獲を防止する大きな餌を使用するものとする。
禁漁区	・図1の海域においては、当面の間操業を自粛することとする。

宮崎市内海漁港の防波堤突端部の灯台から巾着島地先の灯台を結んだ線と陸岸で囲まれた海域(図1)。



(別添3-4)

かさご延縄自主的管理措置 (県南地区)

	//*でこ 無視日土町自在111直(宋田地区/
管理措置項目	管理措置内容
操業区域制限	日南市漁協:共同漁業権第13号から第16号の区域。ただし、13号については、宮崎市内海地先以南に限る。南郷・外浦漁協:共同漁業権第15~17号の区域。 申間市東漁協:共同漁業権第16号及び17号の区域。 申間市漁協:共同漁業権第18号の区域。
漁獲努力量制限	以下に示す漁協毎に隻数の上限を設ける。 日南市漁協:20 南郷漁協:6 外浦漁協:4 串間市東漁協:8 串間市漁協:8
漁具制限	・使用する釣鈎の大きさは、鯛針 13 号より大きいものとする。 ・使用する釣鈎の数は、600 本までとする。 ・小型魚の漁獲を防止する大きな餌を使用するものとする。
禁漁区	・図1~図5の海域においては、当面の間操業を自粛することとする。

- 1 宮崎市内海漁港の防波堤突端部の灯台から巾着島地先の灯台を結んだ線と陸岸で囲まれた 海域(図1)。
- 2 日南市南郷町目井津漁港の陸岸から伸びる西沖防波堤の先端と瀬垂れの南端と同町大字中村字葛葉平乙地区の通称焼山の上((世界測地系)北緯31度31分42秒、東経131度22分52秒)を直線で結んだ線と陸岸で囲まれた海域(図2)。
- 3 串間市築島の西側地先の海域及び舳港の北側防波堤の 100m 四方の海域 (図3)。
- 4 串間市宮之浦漁港の地先の海域(図4)。
- 5 串間市都井岬側の合六鼻を直線で結んだ線と陸岸で囲まれた海域(図5)。

